

基山町小規模工事等契約希望者登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、基山町が発注する小規模な工事、修繕及び物品購入（以下「小規模工事等」という。）の受注を希望する者を登録し、当該登録を受けた者を積極的に活用することにより、受注機会の拡大を図るとともに、町内経済の活性化に寄与することを目的とする。

(種類及び具体例)

第2条 小規模工事等の種類（以下「業種」という。）及び具体例は、別表第1又は別表第2に掲げるとおりとする。

(対象となる小規模工事等)

第3条 内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、小規模な工事については当該設計金額等が原則として130万円未満、修繕及び物品購入については見積金額等が原則として50万円未満のものとする。

(登録できる者)

第4条 町内に住所を有する者又は主たる事業所を置く者（希望業種、建設業許可の有無、従業員数は問わない。）で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 基山町契約規則（平成27年規則第12号）第7条に規定する競争入札有資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望業種を履行するために必要な能力（資格、免許等）を有しない者
- (4) 町税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）を滞納している者
- (5) 契約を希望する者（法人の場合は、役員を含む。）が次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 前号イからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(7) 前各号に掲げる者のほか、本町の契約の相手方として不相当と認められる者
(登録の申請)

第5条 登録を希望する者は、基山町小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第1号。次条及び第7条において「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有するものにあつては、それを証明する書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(登録の方法)

第6条 町長は、登録の申請があつた場合は、申請書の審査を行い、相当と認めるときは、小規模工事等契約希望者名簿(様式第2号。以下「登録名簿」という。)に登載するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、平成27年4月1日から2年間とし、その後2年ごとに申請書の受付及び登録を行うものとする。ただし、登録の有効期間の途中で登録された者については、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までとする。

(登録事項の変更等)

第8条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があつたとき、又は事業を廃止したときは、速やかに基山町小規模工事等契約希望者変更・廃止届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 町長は、登録名簿に登載されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条各号に該当するに至つたとき。

(2) 倒産又は破産したとき。

(3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があつた場合

(登録名簿に登載された者の取扱い)

第10条 町長は、小規模工事等に該当する契約に係る業者の選定に際しては、原則として登録名簿に登載された者に対し、積極的に見積参加の機会を与えるよう努めるものとする。

(契約保証金)

第11条 登録名簿に登載された者との契約に際しては、基山町契約規則第37条第1項第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することができる。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、小規模工事等契約希望者登録制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。